資料２

（仮称）障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくり条例の制定について

１　制定の趣旨

北九州市では、これまで、北九州市障害者支援計画等に基づき、障害があっても一人の市民として、自分らしく生活できる地域社会を実現するため、生涯を通じた支援体制の整備、充実した地域生活のための支援、人権の尊重・自己実現の推進など、障害福祉施策に取組んできました。

しかしながら、障害のある人は、周囲の障害に対する理解の不足や偏見、障害のある人への配慮が不十分な社会の仕組みといった様々な社会的障壁により、日々の生活の中で、障害を理由とする差別的取扱いを受けたり、自立や社会参加を妨げられるなど、生活上の困難や心の痛みを抱えています。

このような状況から、北九州市では、平成 28 年 4 月 1 日に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、障害を理由とする差別の解消に向けて必要な事項、相談及び紛争解決に向けた手続きなどを定めることにより、障害の有無にかかわらず、すべての市民が、互いの人格や個性を尊重し合いながら、安心していきいきと暮らすことのできる共生のまちづくりを市民一丸となって進めていくために、条例を制定いたします。

２　これまでの検討経過

平成 28 年 12 月～平成 29 年２月

○北九州市障害者差別解消条例に関する有識者会議での検討（３回）

検討事項：条例の意義や必要性等について

平成 29 年３月 27 日

○市議会保健病院委員会

内容：検討経過の報告等

平成 29 年４月６日

○市長定例会見

内容：市独自の条例を制定することを表明

平成 29 年４月～6 月

○北九州市障害者差別解消条例に関する有識者会議での検討（３回）

検討事項：条例に規定する事項における主な論点について
条例の骨子（たたき台）について

３　今後の予定

平成２９年6月３０日（金）	北九州市障害者施策推進協議会（諮問・審議）
平成 29 年７月６日（木）	市議会保健病院委員会（報告等）
平成２９年7月中旬	北九州市障害者施策推進協議会（審議）
平成２９年8月上旬	北九州市障害者施策推進協議会（答申案） 市議会保健病院委員会（報告等）
平成２９年8月中旬（1 ヶ月）	市民意見の募集（パブリックコメント）
平成２９年１０月中旬	市議会保健病院委員会（報告等）
平成２９年１２月	議会へ条例議案提案
平成３０年4月１日	条例施行